

## 令和3年度 第1回 江戸川区居住支援協議会

日 時：令和3年7月13日（火）10：00～11：00

会 場：グリーンパレス常盤

出席者：18名

（福）江戸川区社会福祉協議会

山崎事務局長、土屋所長、小嶋

（公社）東京都宅地建物取引業協会江戸川区支部

武松支部長、芹澤幹事長、柏木副幹事長、大野委員長

（公社）全日本不動産協会東京都本部江戸川支部

矢作支部長、瀬戸口副支部長、荒木委員長

ホームネット（株） 種田課長

### 【福祉部】

・福祉推進課 坂本課長 ・介護保険課事業者調整係 本城係長

・障害者福祉課 河本課長

・生活援護第一課相談係 富永係長

### 【子ども家庭部】

・子育て支援課 茶谷課長 ・児童家庭課 佐久間課長

### 【健康部】

・保健予防課精神保健係 小林係長

事務局：4名

福祉推進課住宅係 宇野係長、小澤田主査、恩田、三田

配布資料：次第、資料1～3、協議会委員名簿、社会福祉協議会事業パンフレット・チラシ

健康部事業チラシ、フローラ西一之江関連資料

資料1：令和2年度実施事業報告について

資料2：江戸川区居住支援協議会令和2年度決算(案)について

資料3：江戸川区居住支援協議会令和3年度事業計画(案)について

## 第1 開会

- ・事務局より開会の案内、資料の確認
- ・出席者の紹介及びあいさつ
- ・組織改正に伴い、事務局が福祉推進課に変更となったことを説明

## 第2 議題

### 議案1 役員の選任について

事務局：つづきまして、協議会会長の選出を行いたいと思います。

前任の田島課長が異動となり現在会長が不在となっております。

別添の協議会会則第5条の2項において、会長は会員の中から互選となっておりますがいかがでしょうか。

矢作支部長：すいません、よろしいでしょうか。会長の選出ですが、事務局のある福祉推進課長がよいと思います。

坂本福祉推進課長にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

武松支部長：異議なし 一同拍手

事務局：それでは、新たな居住支援協議会会長として、福祉推進課の坂本課長が選出されました。坂本課長、一言お願いします。

坂本課長：ありがとうございます。福祉推進課長の坂本です。ご指名でございますので、会長職を務めさせていただきます。よろしくをお願いします。

先ほど案内がありました通り、福祉部に所管が移りました。主旨として居住支援はハードの部分ではなくソフトの部分。福祉的なサービスや相談を必要としているなど総合的に判断をしたうえで福祉部に所管を置くこととなりました。

また、この緊急事態宣言下でのご出席ありがとうございます。このコロナ禍における居住支援に関する情報交換、意見交換を短い時間ではありますが図れればと思います。本日はよろしくをお願いします。

事務局：ありがとうございます。それではここからは、会長が議事進行を行います。よろしくをお願いします。

坂本課長：それでは、進めさせていただきます。

副会長及び監事についてですが、会長の指名となっております。昨年度に続き副会長には

「東京都宅地建物取引業協会江戸川区支部の武松支部長さん」

「全日本不動産協会江戸川支部の矢作支部長さん」のご両名、お願いいたします。

また、監事には

「社会福祉協議会の山崎事務局長さん」お願いいたします。

( 拍 手 )

議案2 令和2年度実施事業報告について

議案3 江戸川区居住支援協議会令和2年度決算(案)について

議案4 江戸川区居住支援協議会令和3年度事業計画(案)について

坂本課長：議案2、議案3について事務局より説明をお願いします。

事務局：まず、議案2「令和2年度実施事業報告」についてご説明します。

一つ目に協議会の開催です。全3回、開催しましたが新型コロナウイルスによる対応のためうち2回は書面開催でした。

二つ目に住み替え相談会です。令和3年2月の実施予定でしたが、緊急事態宣言発令のため中止となりました。

三つ目に居住支援セミナーの開催です。令和3年1月に実施予定でしたがこちらも緊急事態宣言発令のため中止となりました。

事務局：次に、議案3「江戸川区居住支援協議会令和2年度決算(案)」についてご説明します。  
支出の部では「通信運搬費」、「需用費」、「会議費」の計66,833円でした。  
令和2年度の年間活動報告をもとに、国へ完了実績報告を行い、国庫補助金が確定し補助金を受け入れましたので、収入の部は66,833円で差引残額0円となりました。以上です。

坂本課長：ありがとうございます。また、令和2年度の会計監査について山崎監事よりご報告があります。山崎監事よろしくお願ひします。

山崎監事：はい。お手元の資料2-2をご覧ください。令和2年度江戸川区居住支援協議会の監査を行い次のとおり報告します。

山崎監事：記載されています、監査の対象資料確認した所、協議会の収支状況について正しく示されていることを確認しました。内容を認めます。以上です。

坂本課長：山崎監事ありがとうございます。以上、令和2年度事業及び決算(案)の報告となります。何かご質問はありますでしょうか？

無いようでしたら、拍手をもって決算内容の承認とさせていただきます  
よろしいでしょうか？

(一同拍手)

ありがとうございます。

坂本課長：続きまして、議案4「江戸川区居住支援協議会令和3年度事業計画(案)」についてです。  
事務局より説明します。お願ひします。

事務局：令和3年度事業計画(案)について説明します。

まず、協議会の開催ですが3回を予定し、本日以降は、令和3年11月、令和4年3月頃を予定しております。

住み替え相談会は4回を予定し令和3年9月、10月、12月と令和4年2月を予定しております。

また、居住支援セミナーは10月、12月の2回を予定しております。

次に江戸川区居住支援協議会令和3年度予算(案)です。

支出の部では、謝礼金、通信運搬費、会議費で238,870円を計上しております。

今年度も国の補助金の申請を行う予定なので、収入の部に238,870円を計上しております。以上です。

坂本課長：それでは、今年度は以上の計画で進めてまいります。何かご質問はありますでしょうか？  
よろしければ、ご承認の場合拍手をお願ひします。

(一同拍手)

ありがとうございました。

### 第3 その他連絡事項について

#### (1) 居住支援サービス一覧について

事務局：昨年度2回目の協議会時に、各部署の居住支援策について伺いましてその後一覧を作成いたしました。今回お示しました、居住支援サービスの一覧を活用いただき、各部署の窓口にて要配慮者への対応を行っていただければと思います。

#### (2) 安心生活センターにおける居住支援事業について

事務局：次に安心生活センターにおける居住支援事業についてです。本日、安心生活センターの土屋所長に来ていただきました。土屋所長よろしく申し上げます。

土屋所長：ご紹介いただきました、社会福祉協議会安心生活センターの土屋です。

まず、事業の案内ですがお配りのパンフレット「あなたの生活応援します」の1ページ目、「成年後見制度」、5ページ目「安心生活サポート事業」、チラシでお配りの「おひとり様支援事業」、他に「生活保護受給者の金銭管理事業」などを行っております。本日は居住支援事業の一環である「おひとり様支援事業」についてご案内します。主なサービス内容として、賃貸住宅の契約時に緊急連絡先になることが出来るという点があります。

契約を考えているがお困りの区民の方がいる場合、当センターをご紹介いただければと思います。

対象者ですが、65歳以上で、一人暮らし、支援可能な親族がいない方としておりますが、柔軟に対応を行いたいと思いますので対象となりそうな方がいましたら、ご相談いただきたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。ありがとうございました。

事務局：ありがとうございました。何かご質問ありますでしょうか？

小林係長：健康部の小林です。利用対象者に親族がいない方となっているが、疎遠で支援が見込めない場合はいかがでしょうか。

土屋所長：親族が遠方に住んでいたたり、区内に親族がお住まいでも、拒否されている場合なら検討を行います。

小林係長：ありがとうございます。もう1点あるのですが、同居人と不仲の場合の申請はできるでしょうか。

土屋所長：基本は一人暮らしを対象としています。

小林係長：了解しました。ありがとうございます。

矢作支部長：少し紹介事例と質問が離れてしまうのだが、生活保護受給者の家賃納付を前月内に収めることはできないでしょうか。翌月分の家賃は前月末までに大家へ納める場合があり、管理業者が大家に対して一旦建替えて納めている事例があります。また、更新料についてですが受給者に更新料を振り込むのではなく、業者に直接振り込むことはできないでしょうか。

富永係長：生活援護第一課相談係長の富永です。家賃についてですが、代理納付という形で、基本業者に直接家賃を振り込んでおります。どうしても、現行当月の家賃は当月で対応となっておりますが、ご意見として受けさせていただきます。

また更新料についてですが使い込みの不安がありますので、振り込みに行く際はCWが帯同して対応をするなどしております。

矢作支部長：回答ありがとうございました。了解しました。

武松支部長：確認したい点がありますが、社会福祉協議会は江戸川区としての組織でしょうか。来客者に案内する場合、区の事業として案内してもいいのでしょうか。

山崎局長：基本的には同一とみていただいてもいいかと思えます。よい機会ですので細かな案内をさせていただきますと、区とは別の法人です。社会福祉法を元に設立され、地域社会の福祉を担う団体であります。ただ、江戸川区の社会福祉協議会では区と一体となり事業を進めておりますので、区の事業と紹介いただいてもいいかと思えます。

武松支部長：ありがとうございます。

### (3) 精神障害者「居住支援緊急時対応事業」について

事務局：続きまして、精神障害者「居住支援緊急時対応事業」についてです。健康部保健予防課の小林係長よろしく申し上げます。

小林係長：健康部保健予防課精神保健係長の小林です。よろしく申し上げます。現在区では精神障害の自立支援事業を利用したり、精神科へ通院している方が14,000人以上いらっしゃいます。中々家を探すのが難しいという問題があります。そのような中、地域活動支援センターを中心に物件探しのお手伝いを行っております。引っ越しをしてからのアフターフォローも行っています。昨年からは、精神障害者居住支援緊急時対応事業ということで、すでに入居中の方のトラブルにすぐ対応する事業を行っております。事例の一つとしまして、入居中の方が大声で騒いでいる。何とかしてもらえないかと大家さんより連絡を頂きました。地域活動支援センター職員が対応し本人より話を聞き、いつでも相談に乗るなどアドバイスをしたところ、その後は落ち着き何事もなく過ごすようになりました。その他、主な事業内容ですが24時間の連絡・相談体制の確保や、月2回以上の訪問対応などを行っておりますので、ご協力の程よろしく申し上げます。

富永係長：生活援護第一課相談係の富永です。精神障害のある生活保護受給者も対応してもらえますか。

小林係長：もちろん、対応となります。ただし、精神障害者居住支援事業を利用した入居者に限られるのでまずはご相談していただければと思います。

富永係長：受給開始となっても家賃が高いため転居指導となる方がいます。その時に、精神障害者居住支援事業を活用してもよいのでしょうか。

小林係長：大丈夫です。ご活用してください。

武松支部長：対応期間が2年間となっているがその先はどうなりますか。

小林係長：2年迎えたら支援がなくなるわけではないです。相談の対応は基本続きます。

#### (4) 単身高齢女性専用シェアハウス「フローラ西一之江」について

事務局：こちらのシェアハウスですが空き家の公的活用バンクに登録された物件を活用して、住宅確保用配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅として開設をされました。入居の対象者が就労、仕事をする意欲のある方とし概ね60代から70代の単身女性をターゲットとしております。

4室部屋があり、現在3名入居しており残りの一室も今月中に入居予定となっております。

また、どのような暮らしをしているのかというところで、日経新聞の電子版でシェアハウスの紹介がされております。入居者二名のご紹介がありますので目を通していただければと思います。

紹介の中で仕事付き高齢者住宅とありますが、関連法人より介護施設の調理補助や、清掃員の仕事などを紹介されているようです。

また入居者の方の相談を受けつつも、オープンスペースを活用し地域に開かれたシェアハウスとして運用を進めている状況です。以上でご紹介を終わります。

何か質問等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

本城係長：介護保険課事業者調整係長の本城です。介護保険課では27か所の熟年相談室の委託を行っています。高齢の方の住まいに関する相談が年間5000~6000入っている所がございます。主には介護用に住宅の改修を行う相談が大半ではありますが、民間のアパートの住み替えについての話もあります。

その中でサービス付き高齢者向け住宅の相談もあり、今回ご紹介いただいた仕事付き高齢者住宅ということで、今後熟年相談室で相談を受けた場合、紹介先はこの運営法人でいいのでしょうか。

また、今回紹介頂いたシェアハウス以外での今後の展開などありましたら教えてください。

事務局：ありがとうございます。もし、ご相談いただいた場合は運営している法人に直接問い合わせをしていただきます。また、今後の展開ですが区内に同じようなシェアハウスを開設したいという意向は何っております。

今後も法人との連絡は取りあいたいと考えておりますので展開があった際は、当協議会にて情報共有を行います。

本城係長：ありがとうございます。今回は女性ということですが、今後男性向けであったり、仕事付きということで、元気な高齢者に対する取組みを我々も行っているので、ぜひ活用できればと思います。ありがとうございました。

事務局：以上で紹介を終わります。ありがとうございました。

坂本課長：多数ご報告ありがとうございました。その他、このコロナの状況において住居確保給付金の申請が増えていると思われませんが、生活援護さんいかがでしょうか。

富永係長：生活援護第一課の富永です。住居確保給付金の状況についてお知らせします。基本的に初回申請、延長申請、再延長申請というところだったんですが、このコロナの影響です、再々延長というのがありまして、さらに3ヶ月追加。今現在は再支給という期間を設けまして、最終には9月30日まで延長という形になっております。申請件数ですが、昨年3月ですと一桁台。4月以降には二桁、三桁と申請件数が増えてまいりました。

対応を行うため住宅確保給付金のセンターを立ち上げました。センター設立後、相談が1000件を超え、支給の決定が600件という月もありましたが、現在は200件ほどになってきております。

また、国の新たな施策で生活困窮者の自立支援金という形で5月に開始された事業があります。社会福祉協議会の総合支援資金を利用し返済し終えた方。また、借入の審査が通らなかった方を対象に7月から申請に必要な書類を順次送付している所です。

ありがとうございました。

坂本課長：ありがとうございました。その他、なごみの家さんにおいて困りごと調査を行ったかと思いますがお話を聞かせてもらえないでしょうか。

小嶋：なごみの家を担当しております小嶋です。よろしくお願いいたします。

まずなごみの家についてですが区内に9か所ありまして、地域の相談窓口としてお声を頂き、今日出席している方々などの専門的な場所につなぐ役目を行っています。

このコロナ禍、緊急事態宣言下において今年の2月に緊急困りごと調査を行いました。約1万5000名を対象として調査実施しました。高齢者に偏っている所はありますが、買い物でのお困りや感染対策、人と積極的に合えないことによるストレスや不安。

また、外出自粛による運動面の機能低下の心配が挙げられていました。

3、40代の子育て世代のお母様もストレスをためているなどといった傾向が出ております。今後も、皆様のところにご相談をつなぐ機会が増えるかと思いますがご協力お願いします。

坂本課長：ありがとうございました。なごみの家は様々な相談を受けつなく場所となっております。不動産団体さんのところにも何かお困りの方がいましたら是非、なごみの家を案内いただければと思います。

今日は盛んな意見交換や情報交換をしていただきありがとうございました。

これからも連携を深め進めていきたいと思えます。

それでは、令和3年度。第一回目の居住支援協議会を終了します。

次回は11月を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。